

2021年3月1日施行まで待ったなし

会社法改正に伴う 改正省令の実務要点

- 第1章 株主総会資料の電子提供は2022年度
改正法令の施行日と経過措置一覧
- 第2章 社外取締役、報酬、会社補償、D&O等
取締役に関する改正ポイント
- 第3章 少数株主保護の観点から
親会社との関係に関する事業報告等の改正ポイント
- 第4章 株式交付の新設、株式併合等に係る開示充実
M&Aに関する改正ポイント
- 第5章 社債管理補助者の新設等
社債に関する改正ポイント
- 第6章 電子提供措置の定義、招集通知の記載事項等
株主総会資料の電子提供に関する改正ポイント
- 第7章 株式交付、取締役への株式報酬等の取扱いは
会社計算規則の改正ポイント

11月27日に令和元年度会社法改正に伴う「会社法施行規則等の一部を改正する省令」が公布された。会社法施行規則の改正では、2021年3月1日から施行される社外取締役等を含めた取締役に
関する規定のほか、株式交付等のM&A、社債等に関する取扱いが明らかになり、2022年度中施行
予定の株主総会資料の電子提供制度についても詳細な規定が盛り込まれた。また、会社計算規則
の改正では、株式交付における株主資本等の計算方法等が新たに規定されている。本特集では、こ
れら改正省令における実務上の論点について、いち早く解説してもらった。